

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）を運営する法人に勤務する相談支援専門員の就職を支援することにより、相談支援事業所における職員不足の解消を図ることを目的に、予算の範囲内において、相談支援専門員就職支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、守山市補助金等交付規則（昭和53年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定特定相談支援事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する事業所をいう。
- (2) 指定障害児相談支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する事業所をいう。
- (3) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する従業者、または児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に規定する従業者をいう。
- (4) 基準日 当該年度の4月1日をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の相談支援事業所に就職する相談支援専門員で次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 基準日以後、相談支援事業所に初めて就職する者、市外の相談支援事業所から市内の相談支援事業所に転職する者または12月以上休職した後に相談支援事業所に新たに就職する者。ただし、基準日以前1月の間に試用期間等として雇用契約を締結した者を含む。
- (2) 1週間の勤務時間が年平均35時間以上または月140時間を超える勤務条件で3年以上継続する雇用契約を相談支援事業所と締結する者または締結する見込みがある者
- (3) 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成23年告示第17号）第1条に規定する特定滞納者でない者

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市内の相談支援事業所に就職した日または前条の要件を満たした日から60日以内に守山市相談支援専

門員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金交付の決定または不決定および額の確定）

第5条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付する場合にあつては守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号）により、交付しない場合にあつては守山市相談支援専門員就職支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者へ通知しなければならない。

（補助金の請求および交付）

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付請求書（別記様式第4号）により速やかに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付額および回数）

第7条 補助金の交付額は15万円とし、交付回数は1人につき1回を限度とする。

（申請事項の変更報告、退職報告）

第8条 補助対象者は、第4条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合または1週間以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は速やかに守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付申請内容変更報告書（別記様式第5号）に変更内容または休暇期間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を補助対象者に守山市相談支援専門員就職支援事業補助金返還命令書（別記様式第6号）により命ずるものとする。

(1) 提出した書類に虚偽または不正な記載があつたとき。

(2) 第3条第2号に規定する要件を欠くに至つたとき。

(3) 就職した日から起算して、3年以内に当該相談支援事業所職員ではなくなつたとき。

(4) 長期休暇の通算期間が3年間の間で1年6月を超えるとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還免除）

第10条 市長は、補助対象者が死亡、心身障害等の理由により、第3条第2号に規定する要件を欠くに至り、補助金の返還が不能または困難となつたときは、前条の規定による返還の全部または一部を免除することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の免除を受けようとする補助対象者は、守山市相談支援専門員就職支援事業補助金返還免除申請書（別記様式第7号）にその事由が分かる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、その他市長が認める場合はその限りではない。

3 市長は、前項の規定による申請書が提出されるなど、第1項の規定の適用が相当と認める場合は、守山市相談支援専門員就職支援事業補助金返還免除申請許可書（別記様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（延滞金）

第11条 市長は、補助対象者が補助金の返還を命じられ、これを正当な理由がなく納期日までに納付しなかったときは、守山市税条例（昭和40年条例15号）第19条の規定を準用し、延滞金を徴収することができる。

（在籍報告）

第12条 補助対象者は、交付決定の日から起算して3年の間、当該相談支援事業所に就職した日から1年、2年および3年を経過する日ごとに、当該相談支援事業所から証明を得て守山市相談支援専門員就職支援事業補助金在籍報告書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱の一部改正）

2 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成23年告示第17号）の一部を次のように改正する。

別表1 補助金、交付金、報奨金等（物品給付を含む。）の表に次のように加える。

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金	守山市相談支援専門員就職支援事業補助金 交付要綱（令和6年告示第 号）
---------------------	--

（検証期限）

3 規則第16条第2項に規定する検証の期限は、令和9年3月31日とする。

別記

様式第1号（第4条関係）

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

守山市長 へ

申請者 住所
氏名
電話番号

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金の交付を受けたいので、守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実績を報告します。

フリガナ		年 月 日
申請者の氏名		生年月日 (歳)
勤務するまたは 勤務した相談支 援事業所の状況	名称	
	所在地	
	就職年月日	年 月 日 ※ 年4月1日以後であること。
直近の勤務先 または就学先 の状況	名称	
	所在地	
	離職または 卒業年月	年 月
対象資格	相談支援専門員	

【添付書類】（1、3、5については、直近3か月以内に発行されたもの）

- 申請者の住民票（本籍が記載されているもの）
- 申請者が有資格者である旨を証する書類の写し
- 申請者に係る市税の完納証明書または滞納がない旨の申告書（転入者にあつては、本市転入前の住所地における税の完納証明書）
- 雇用契約証明書または雇用期間および勤務条件の分かる相談支援事業所の雇用契約書等

様

守山市長

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金について、下記のとおり
交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 申請書の記載内容に変更が生じた場合または 1 週間以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は、交付要綱第 8 条の規定により変更について速やかに報告すること。
 - (2) 交付要綱第 12 条の規定により、3 年を経過する日までの間、1 年ごとに在籍報告書の提出を行うこと。
 - (3) 補助金の交付要件を満たさなくなった場合には、交付要綱第 9 条の規定により補助金の返還を行うこと。
 - (4) 守山市補助金等交付規則（昭和 53 年規則第 1 号）、守山市税条例（昭和 40 年条例第 15 号）ならびに交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請については、下記のとおり補助金の交付をしないことに決定しましたので、通知します。

記

理 由

様式第4号（第6条関係）

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付請求書

年 月 日

守山市長 へ

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで交付決定（額の確定）のあった守山市相談支援専門員就職支援事業補助金について、守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

補助金の 振込口座	金融機関名		支店名	
	種別	口座番号	名義人	※カタカナで記入してください。

様式第5号（第8条関係）

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付申請内容変更報告書

年 月 日

守山市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた標記補助金の申請内容について、
下記のとおり変更があるので、守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付要綱第8条
の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更する事項

2 変更前

3 変更後

4 添付書類 変更の内容が分かる書類

様

守山市長

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金返還命令書

年 月 日付で決定した標記補助金の交付を下記のとおり取り消す
ので、年 月 日に交付した補助金 円について返還を命じます。

記

1 取消しの理由

2 返還を命ずる額 円

3 返還方法

守山市指定納入通知書により、守山市指定金融機関に納入期限までに納付すること。

4 延滞金

補助対象者またはその連帯保証人が正当な理由なく補助金の返還を怠ったときは、守山市税条例第17条の規定を準用し、延滞金を徴収します。

様式第7号（第10条関係）

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金返還免除申請書

年 月 日

守山市長 へ

申請者または申請代理人

住 所

氏 名

申請者との関係

電話番号

年 月 日付けで返還命令を受けた標記補助金 円について、下記のとおり返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 返還免除を申請する補助対象者の氏名

2 既受領補助金額 円

3 返還免除を申請する額 返還命令額 円のうち 円

4 返還免除を申請する理由

5 添付書類 返還免除を申請する理由が分かる書類（戸籍抄本、死亡診断書の写し、障害者手帳等）

様

守山市長

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金返還免除申請許可書

年 月 日付で申請のあった補助金の返還免除について、下記のとおり許可します。

記

- 1 返還免除を申請した補助対象者の氏名
- 2 既交付補助金額 円
- 3 返還免除を許可する額 返還命令額 円のうち 円
- 4 返還免除を許可する理由

様式第9号（第12条関係）

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金在籍報告書

年 月 日

守山市長 あて

相談支援事業所所在地

名称

代表者職・氏名

電話番号

担当者名

守山市相談支援専門員就職支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づく在籍報告のため、下記の事項について相違ないことを証明します。

記

フリガナ		生年月日	年 月 日
雇用した者の氏名			
職 種			
雇用開始年月日	年 月 日		
雇用経過年月日	年 月 日	年経過	
現在の状況	雇用継続中 または 年 月 日退職		
雇用条件確認	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上または1か月の勤務時間が140時間を超える雇用条件である(であった。)	
長期休暇確認※	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	年 月 日から 年 月 日まで (合計 日間)	

※勤務期間の中で1週間以上の長期休暇があった場合に、該当欄にチェックおよびその期間について記入してください。